

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本航空乗員組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 6 月 18 日以降

2 場所

別表の都道府県における日本航空乗員組合の組合員が勤務する日本航空株式会社の全職場

3 要求事項

乗員計画に関する要求

平成 27 年 6 月 17 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北海道	青森県	岩手県
宮城県	秋田県	山形県
千葉県	東京都	新潟県
石川県	愛知県	大阪府
兵庫県	和歌山県	島根県
岡山県	広島県	山口県
徳島県	香川県	愛媛県

高 知 県
熊 本 県
鹿 児 島 県

福 岡 県
大 分 県
沖 縄 県

長 崎 県
宮 崎 県